

安全保障理事会決議 1891 (2009)

2009年10月13日、安全保障理事会第6199回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンに関する従前の決議および議長声明を想起し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に対する強い公約を再確認し、また、この地域の国家間での善隣、不干渉および協力の原則の重要性を想起し、

スーダン全土における平和という目標、2005年1月9日の包括的和平協定の完全な実施、またダルフルール平和協定を念頭においての政治プロセスの完成とダルフルールにおける暴力と虐待の終結に対する固い公約を再度強調し、

ダルフルールにおける平和と安定を回復するための政治プロセスの促進の重要性をくり返し表明し、また、未だに交渉に参加することに合意していない当事者に直ちにそうするように、また、全ての紛争当事者に対し、十分かつ建設的にプロセスに従事し、アフリカ連合一国際連合主任仲介人ジブリ・バソールに協力するよう強く促し、

ダルフルールにおける永続的な政治的解決と持続的な安全の必要をくり返し表明し、署名者によってダルフルール平和協定が十分に履行されていないことおよびダルフルールにおける紛争当事者全てによって署名されていないことを憂慮し、

現在進行している暴力、不処罰およびその結果としての人道援助状況および必要としている人々に対する人道的なアクセスの悪化を深刻な懸念と共に留意し、また、市民および人道援助要員の安全に対する深刻な懸念をくり返し表明し、ダルフルールにおける全ての当事者に対し、ただちに攻撃的な活動を中止し、さらなる暴力的な攻撃を差し控えるよう求め、

紛争当事者に対し、自制を行使し、あらゆる種類の軍事的な活動を中止するよう要求し、

全ての武力紛争当事者による、決議 1888 (2009) に沿っての市民に対するあらゆる性的な暴力行為、決議 1612 (2005) および決議 1882 (2009) に沿っての子どもの徴兵および使用、ならびに市民に対する無差別な攻撃の即時かつ完全な停止を要求し、

アフリカ連合一国際連合同主任仲介者、国際連合事務総長、アラブ連盟および地域の指導者達によるダルフルにおける平和と安定を促進する活動を賞賛し、また、それに対する十分な支持をくり返し表明し、ダルフルにおける国際連合・アフリカ連合混合部隊 (UNAMID) の完全かつ効果的な展開を期待し、またアフリカ連合一国際連合主導の仲介の下での政治プロセスに対する強い支持を表明し、

平和維持活動局からの国際連合平和維持ミッションと安全保障理事会の制裁委員会専門家パネルの間での協力と情報の共有を強化するとの意向の表明を歓迎し、

決議 1591 (2005) の第 3 項 (b) により事務総長により任命され、それに続く決議により延長された専門家パネルによる 2009 年 4 月 30 日の中間報告書を想起し、また、パネルの最終報告書に留意し、さらに委員会を通してパネルの勧告を研究し、また、適切な次の段階を検討するとの意図を表明し、

移動の自由を含め、前回の任務の途中で専門家パネルの作業に課せられていた障害に懸念を表明し、

このような活動に従事する国際連合の活動と要員に適用される、特権と免除に関する憲章の規定および国際連合の特権及び免除に関する条約を尊重する必要を強調し、

スーダンにおける事態が地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを決定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 初めは決議 1591 (2005) に従って事務総長により任命され、1651 (2005)、1665 (2006)、1713 (2006)、1779 (2007) および 1841 (2008) の諸決議により以前延長された専門家パネルの職務権限を 2010 年 10 月 15 日まで延長することを決定し、また、事務総長に対し、必要な行政的な措置をとるよう要請する。
2. 専門家パネルに対し、決議 1591 (2005) の第 3 項 (a) に従って設置された委員会 (以降「委員会」) に対し、2010 年 3 月 31 日より前にその活動についての中間の状況説明を行い、また、この決議の採択から 90 日経過以前に暫定報告書を提供し、そして、その職務権限の終了する 30 日前より以前に理事会に対し、その見解と勧告を含む最終報告書を提供するよう要請する。

3. 専門家パネルに対し、適切にその活動を、ダルフールにおける国際連合・アフリカ連合混合部隊(UNAMID)の活動およびダルフールにおける政治プロセスを促進するための国際的な取組と調整し、また、その暫定報告書ならびに最終報告書において、決議 1556(2004)の第7および8項、並びに決議 1591(2005)の第7項により課された措置に対する全ての当事者による違反の削減へ向けての進展、そして、政治プロセスへの妨害とダルフールおよび当該地域における安定への脅威、並びに上記の諸決議に対するその他の違反の削減へ向けての進展を評価するよう要請する。
4. 全ての国家、関連する国際連合の諸機関、アフリカ連合および他の利害関係者に対し、委員会並びに専門家パネルと、とりわけ決議 1591(2005)および決議 1556(2004)により課された、措置の履行に関してその自由意志に基づいて何らかの情報を提供することにより、十分に協力するよう促す。
5. 全ての国家、とりわけこの地域の国家に対し、委員会に対し、決議 1591(2005)および決議 1556(2004)により課された措置の実施について行なった活動を報告するよう奨励する。
6. 措置の履行を協議するため関心を持つ加盟国、とりわけ同地域の諸国との、委員会と会合するそのような国家の代表を招請することを含む対話を奨励する委員会の任務を再確認する。
7. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。